

岩手県医療局管理規程第2号

医療局公用車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月26日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局公用車運行管理規程の一部を改正する規程

医療局公用車運行管理規程（昭和44年岩手県医療局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 運行管理の機関（第3条－第5条）</p> <p>第3章 運行管理（第6条－第17条）</p> <p>第4章 運行管理者等の義務（第18条－第20条）</p> <p>第5章 損害賠償等（第21条・第22条）</p> <p>第6章 補則（第23条）</p> <p>附則</p> <p>（根本基準）</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p><u>第7条</u> 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。</p> <p>（公用車以外の自動車等の公務上使用の禁止）</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>（点検及び整備）</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>（使用）</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 運行管理の機関（第3条－第7条）</p> <p>第3章 運行管理（第8条－第19条）</p> <p>第4章 運行管理者等の義務（第20条－第23条）</p> <p>第5章 損害賠償等（第24条・第25条）</p> <p>第6章 補則（第26条）</p> <p>附則</p> <p><u>（安全運転管理者）</u></p> <p><u>第6条</u> 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項の規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定する安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p><u>（整備管理者）</u></p> <p><u>第7条</u> 道路運送車両法第50条第1項の規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定する整備管理者を選任しなければならない。</p> <p>（根本基準）</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は<u>公害防止上</u>の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。</p> <p>（公用車以外の自動車等の公務上使用の禁止）</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>（点検及び整備）</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>（使用）</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3</u> 運行管理者は、その所管に係る公用車の台数が少ない等の事情により第1項の規定によることが事務の処理上適当でないとき、<u>公用車運転命令（運行管理記録）簿に所要事項を記入し、使用者及び運転者に明示することにより、</u></p>

3 前2項の規定は、公用車の使用の承認及び運転命令の変更の場合に準用する。

(交通事故等の措置)

第13条 [略]

(運行後の措置)

第14条 [略]

(鍵の保管)

第15条 [略]

(記録)

第16条 [略]

(研修)

第17条 運行管理者は、運行管理の円滑かつ適切な実施を図るため、運行管理事務主任、公用車取扱責任者及び運転者に対してその業務遂行上必要な知識及び技能に関する研修を行うものとする。

(運行管理者の義務)

第18条 運行管理者は、公用車の整備及び運転者の健康状態に常に留意するとともに、運転を命ずるにあたっては、これらの状態が運行に適するかどうかを確認し、運転者が道路交通法等を順守するよう指示する等運行の安全の確保のために必要な措置をとらなければならない。

(公用車取扱責任者の義務)

第19条 [略]

(運転者の義務)

第20条 運転者は、常に健康の保持に留意し摂生を重んずるとともに、公用車の運行にあたっては、運行管理者の運転命令及び道路交通法等の規定に従い、安全の確保及び公務の効率的な遂行に努めなければならない。

(損害賠償)

第21条 [略]

2 前項の賠償の取り扱いについては、別に定める。

(求償)

第22条 [略]

(補則)

第23条 [略]

公用車の使用を承認することができる。

4 前3項の規定は、公用車の使用の承認及び運転命令の変更の場合に準用する。

(交通事故等の措置)

第15条 [略]

(運行後の措置)

第16条 [略]

(鍵の保管)

第17条 [略]

(記録)

第18条 [略]

(研修)

第19条 運行管理者は、運行管理の円滑かつ適切な実施を図るため、運行管理事務主任、公用車取扱責任者、安全運転管理者、整備管理者及び運転者に対してその業務遂行上必要な知識及び技能に関する研修を行うものとする。

(運行管理者の義務)

第20条 運行管理者は、公用車の整備及び運転者の健康状態に常に留意するとともに、運転を命ずるに当たっては、これらの状態が運行に適するかどうかを確認し、運転者が道路交通法等を順守するよう指示する等運行の安全の確保のために必要な措置をとらなければならない。

(安全運転管理者等の義務)

第21条 安全運転管理者及び整備管理者は、法令の規定によりその権限に属させられた事務を適切に処理するとともに、その専門的な知識経験に基づき運行管理者に対して運行管理に必要な助言をしなければならない。

(公用車取扱責任者の義務)

第22条 [略]

(運転者の義務)

第23条 運転者は、常に健康の保持に留意し、摂生を重んずるとともに、公用車の運行に当たっては、運行管理者の運転命令及び道路交通法等の規定に従い、安全の確保及び公務の効率的な遂行に努めなければならない。

(損害賠償)

第24条 [略]

2 前項の賠償事務の取り扱いについては、別に定める。

(求償)

第25条 [略]

第26条 [略]

様式第1号

[略]

(B6)

様式第2号

[略]

運転命令承認欄	[略]
[略]	

注 運転命令の欄は運行管理事務主任が記載し、運行管理記録欄は運転者が記載してください。なお、帰庁確認欄は、運行管理事務主任（時間外の場合は、運行管理者の指定する職員）において確認してください。

様式第3号

[略]

注1 各欄の記入は、次によること。

(1)～(24) [略]

(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、道路交通法施行令別表備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記入するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記入してください。

(26)～(32) [略]

2 [略]

(B4)

様式第1号（第14条関係）

[略]

(A5)

様式第2号（第14条関係）

[略]

承認欄	[略]
[略]	

注1 承認欄から使用者（同乗者）欄までは、運行管理事務主任が記載してください。ただし、この様式により使用承認を請求する場合は、これらの欄を使用者が記載して決裁を受けてください。

2 運転者は、運行後に運行管理の記録を記載し、運行管理事務主任（時間外の場合は、運行管理者の指定する職員）の確認を受けてください。

3 承認欄は、適宜変更できます。

様式第3号（第15条関係）

[略]

注1 各欄の記入は、次によること。

(1)～(24) [略]

(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2備考又は別表第6備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記入するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記入してください。

(26)～(32) [略]

2 [略]

(A4)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。